

安全保障委員会

安全保障調査室

I 所管事項の動向

1 我が国を取り巻く安全保障環境

(1) 中国、尖閣、台湾

中国は、我が国周辺の海空域において、力を背景とした一方的な現状変更や既成事実化を推し進めている。尖閣諸島周辺海域では、中国海警船がほぼ毎日接続水域で確認されているほか、領海侵入も頻繁に繰り返しており、日本漁船に接近し追尾する事案も発生している¹。さらに、2021（令和3）年2月には「中華人民共和国海警法」（海警法）が施行された。海警法は、海警が中央軍事委員会の命令に基づき防衛作戦等の任務を遂行する旨を規定しているが、曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでいる。

このような中国の動きに対し、我が国としては、各国との安全保障対話の際に、海警法に関する深刻な懸念を表明するなどしている²。また、2021（令和3）年10月に行われた岸田総理とバイデン米大統領の間の日米首脳電話会談において、尖閣諸島が対日防衛義務を定めた日米安全保障条約第5条の適用対象になることを改めて確認している。加えて、岸田総理は自民党総裁選の中でも、海上保安庁法や自衛隊法について「必要であるならば法改正を含めて検討する」旨言及している³。

また、台湾をめぐる軍事緊張が高まっている⁴。中国は、台湾を中国の一部とし、台湾統一を「歴史的任務⁵」として、平和的統一を呼びかける一方、軍事行動も辞さない姿勢を示している。中国は台湾周辺での軍事活動を活発化させており、2020（令和2）年9月以降、中国軍機による台湾海峡「中間線」の台湾側への進入や台湾南西空域への進入が増加している。2021（同3）年10月には、4日間で中国軍機149機が台湾の防空識別圏（ADIZ）に進入する事案も発生している。

このような中国による台湾への軍事的圧力の背景には、米台接近の動きがあると見られている。米国は、トランプ前政権以降、米中対立を背景に台湾へ接近する姿勢を強めており、政府高官が訪台するなど台湾との間で人的交流を積極化させているほか、台湾関係法に基づく台湾への武器売却も進めている。また、2021（令和3）年10月、それまで公然の

¹ 2020（令和2）年には中国海警船が接続水域に1年間で過去最多となる333日入域したほか、2021（同3）年2月から7月にかけて過去最長となる157日連続で入域する事案が発生した。また、2020（同2）年10月には57時間超と尖閣国有化以降最長時間にわたり領海へ侵入する事案も発生している。

² 2021（令和3）年3月に行われた日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）においても、東シナ海及び南シナ海を含め、現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも反対するとともに、中国による海警法に関する深刻な懸念を表明している。

³ 『産経新聞』（2021.9.9）

⁴ 中国による台湾侵攻について、2021（令和3）年3月、米議会公聴会でデービッドソン・インド太平洋軍司令官（当時）が今後6年以内にそのおそれがある旨証言しており、同年10月には、台湾立法院（国会）の審議で邱国正・国防部長（国防相）が、中国は2025（同7）年には全面的な台湾侵攻能力を備えるようになる旨答弁している。

⁵ 2021（令和3）年7月1日の中国共産党100周年祝賀式典における習近平総書記の演説による。

秘密とされてきた米軍の派遣による台湾軍の訓練について、蔡英文総統が台湾総統として初めて認めている⁶。

台湾は我が国の南西諸島と近く、台湾有事が発生した場合、我が国への武力攻撃などに発展する危険性が指摘されている⁷。我が国としては、台湾問題が兩岸の当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを希望しており、「台湾海峡の平和と安定の重要性」について、日米や主要国間の首脳会談等の場で確認している⁸。また、岸田総理は、兩岸関係の平和的解決の努力を求めつつも、台湾有事に対応できる態勢・法整備について言及している⁹。

(2) 米国、QUAD、AUKUS

米国は、2021（令和3）年1月に誕生したバイデン政権が同年3月に公表した国家安全保障戦略暫定指針で、中国について、国際システムに対抗し得る「唯一の競争相手」と位置付け、長期的に対抗していく考えを示している。さらに、バイデン政権は、対中国を念頭に「民主主義 対 専制主義」の対立軸を打ち出し、国際協調主義の下で価値観を同じくする同盟国やパートナーとの連携を重視する姿勢を示している¹⁰。

米国は、2021（令和3）年8月末に、タリバンの復権を許し現地が混乱する中、駐留米軍の撤収を完了し、約20年に及ぶアフガニスタン戦争を終結させた。今後は、中国の脅威に対抗するため、インド太平洋地域へ軍事態勢を転換していくものと見られている。加えて、米国は同盟国やパートナーとの間で、インド太平洋地域における協力枠組みを強化・創設する動きも見せている。

日米豪印4か国の枠組みであるQUAD（クアッド）は、同年9月に初の対面での首脳会合を開き、共同声明において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組や、経済安全保障の面では、半導体の供給網の強化などの重要技術分野での協力等を確認している。さらに、軍事面においても、同年8月から10月にかけて、上記4か国による共同訓練「マラバール2021」を実施するなど連携を強化している。また、米国は、英豪との間で新たな安全保障の協力枠組みであるAUKUS（オーカス）を創設し、対中抑止力強化の一環として、英国とともに豪州に原子力潜水艦の技術支援を行うこととしている。

(3) 北朝鮮

2021（令和3）年1月に開かれた第8回朝鮮労働党大会で、金正恩氏は、核の小型・軽量化、戦術兵器化の推進や、極超音速滑空飛行弾頭、固体燃料の大陸間弾道ミサイル（I

⁶ 2021（令和3）年10月27日放送の米CNNのインタビューによる。（『朝日新聞』（2021.10.29））

⁷ ①我が国への直接の武力攻撃が発生する「武力攻撃事態」だけでなく、②我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」や、③放置すれば我が国の平和と安全に重要な影響を与える「重要影響事態」に発展する危険性が指摘されている。（『日本経済新聞』（2021.4.20））

⁸ 具体的には、2021（令和3）年3月の日米「2+2」の共同発表、4月の日米首脳会談の共同声明や6月のG7サミットの首脳宣言において、「台湾海峡の平和と安定の重要性」が明記されている。

⁹ 2021（令和3）年10月11日のテレビ番組における発言（『産経新聞』（2021.10.12））

¹⁰ 『朝日新聞』（2021.4.26）

CBM)、潜水艦発射型の核兵器などの開発について言及している¹¹。その後、北朝鮮はミサイル発射実験を相次いで実施し、特に、同年9月以降には、多様な新型ミサイルの発射を繰り返している。発射されたミサイルには、低高度を変則軌道で飛翔したものや、潜水艦や線路上の列車から発射されたもの、さらに、音速の5倍以上の速度で飛翔するとされる極超音速ミサイルが含まれる。これらの特徴から、北朝鮮は、発射の兆候把握を困難にするための秘匿性を高め、奇襲的な攻撃能力を向上することや、ミサイル防衛網を突破することを企図していると思われる。

また、核開発についても、2018（平成30）年12月から停止していた寧辺の原子炉を2021（令和3）年7月から再稼働させ、核兵器の原料となるプルトニウムの抽出を再開したと見られている¹²。

2021（令和3）年の北朝鮮によるミサイル発射の動き

月日	ミサイルの種類	主な特徴
3. 21	短距離巡航ミサイル2発	・ 黄海に向けて発射
25	弾道ミサイル2発	・ 約450 km飛翔し、我が国の排他的経済水域（EEZ）外に落下 ・ 北朝鮮は変則的な軌道を持つ「新型戦術誘導弾」の試験発射に成功したと主張
9. 11 12	新型長距離巡航ミサイル	・ 北朝鮮は、ミサイルが北朝鮮領空を楕円及び8の字形の軌道で、約2時間、1,500 km飛行し、標的に命中したと主張
15	短距離弾道ミサイル2発	・ 低高度を変則軌道で約750 km飛翔し、我が国のEEZ内に落下 ・ 線路上の列車から発射するなど奇襲能力の向上を誇示
28	新型極超音速ミサイル 「火星8」1発	・ 初の極超音速ミサイルの発射とされ、北朝鮮は極超音速滑空飛行弾頭の誘導性などの指標を満たしたと主張
30	新型対空ミサイル	・ 北朝鮮は、対空ミサイルの総合的な戦闘性能や発射台などの運用実用性の実証が目的と主張
10. 19	新型潜水艦発射 弾道ミサイル1発	・ コレ級潜水艦から発射され、最高高度約50 km程度を、一旦下降してから再度機動して上昇する変則軌道で約600 km程度飛翔し、我が国のEEZ外に落下

（出所）防衛省資料及び報道等を基に作成

2 イージス・アショア代替案、敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論

(1) イージス・アショア代替案

2020（令和2）年6月15日の河野防衛大臣（当時）によるイージス・アショア¹³の配備計画停止の発表を受け、同年12月18日、国家安全保障会議及び閣議において、「新たなミ

¹¹ 『読売新聞』夕刊（2021.1.9）

¹² 2021（令和3）年8月にまとめられた国際原子力機関（IAEA）の報告書による。

¹³ 2017（平成29）年12月に、弾道ミサイルの脅威から我が国全域を24時間365日、防護し得る装備品として、国家安全保障会議及び閣議において導入を決定したもので、ミッドコース段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃するシステムである。

サイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」を決定した¹⁴。

この閣議決定により、イージス・アショアの代替として、「イージス・システム搭載艦」を2隻整備し、海上自衛隊が保持することとした。イージス・アショアでの使用を想定していたレーダー（SPY-7）等の構成品を転用する一方¹⁵、弾道ミサイル防衛以外の対艦・対潜水艦等の機能の有無を含めた詳細については、引き続き検討を行うこととしている。

防衛省は、イージス・システム搭載艦導入に向けて、令和3年度予算に17億円の調査費を計上し、同艦の船型について、複数の船体で上部構造を支える「多胴船型¹⁶」にすることも視野に入れた設計等に関する調査を進めていたが、同艦の運用や設計方針が定まっていないとして、令和4年度概算要求への建造費の計上を見送った。

同艦の船型に加え、弾道ミサイル防衛以外の対艦・対潜水艦等の機能を持たせるか否か、また、この機能を持たせる場合の費用や導入後の維持整備費等も明らかとなっていないが、一部報道によると、同艦の総費用は少なくとも9,000億円近くになると試算されている¹⁷。

同艦の配備時期については、イージス・アショアが目標としていた2023（令和5）年度より10年近く遅れる可能性があり、安全保障環境の変化に対応できないおそれも指摘されている¹⁸。

(2) 敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論

政府は従来から、敵基地攻撃能力については、「攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能である¹⁹」として、憲法解釈上は自衛のための保有は認められるとしつつ、保有しない政策判断をしてきた²⁰。

政府は、イージス・アショアの配備計画停止の発表を受け、敵基地攻撃能力の保有に関して検討を行い、2020（令和2）年9月11日には、安倍総理（当時）が、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討し、同年末までにあるべき方策を示す旨の談話を

¹⁴ イージス・アショア配備に言及している「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（30大綱）及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（01中期防）は、この閣議決定をもって修正したと位置付けるとの報道がなされている。（『産経新聞』（2020.12.19））

スタンド・オフ防衛能力の強化については、後述の「(2) 敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論」を参照

¹⁵ 2021（令和3）年6月22日の岸防衛大臣記者会見では、洋上のイージス・システム搭載艦であっても、SPY-7を含むイージス・アショアの構成品の利活用が適切であることが確認されたとしている。令和4年度概算要求では、同レーダーの洋上仕様変更費用として58億円が計上されている。

¹⁶ 多胴船は高波での影響を受けにくく、洋上での揺れに強い「耐洋性」を備える一方、構造が通常の艦艇より複雑なため、建造コストが膨らみかねないとの指摘がなされている。なお、防衛省における多胴船の建造・運用実績は3隻の音響測定艦のみとなっている。（『時事通信』（2021.5.2））

¹⁷ 『朝日新聞』（2021.5.21）

¹⁸ 『朝日新聞』（2021.9.3）

¹⁹ 1956（昭和31）年2月29日 衆・内閣委、鳩山一郎内閣総理大臣答弁船田中防衛庁長官代読

²⁰ 日米安全保障体制において、「日本は『盾』、米国は『矛』」の役割を果たしており、敵基地攻撃能力は、「矛」の役割を担う米国に依存しているとされている。（例えば、2017（平成29）年11月22日 参・本会議、安倍晋三内閣総理大臣答弁）

発表した。

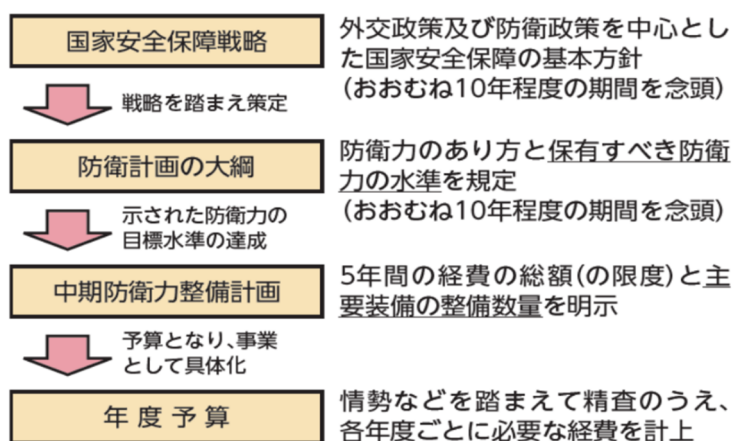
その後、同年12月18日の閣議決定において、敵基地攻撃能力の保有については明記せず、「抑止力の強化について、引き続き政府において検討を行う」とし、また、スタンド・オフ防衛能力の強化として、「中期防において進めるとされているスタンド・オフ・ミサイルの整備²¹及び開発研究²²に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地対艦誘導弾能力向上型の開発を行う」とした。

これを踏まえ、12式地対艦誘導弾能力向上型については、既に開発中だった12式地対艦誘導弾（改）（地上発射型）の長射程化（射程約900km²³）に令和3年度から着手し、令和4年度概算要求では、同誘導弾を艦艇や戦闘機にも搭載できるようにするための開発に着手するとして379億円を計上している。

12式地対艦誘導弾を始めとするスタンド・オフ・ミサイルは、北朝鮮や中国沿岸部に到達する射程を有することから、敵基地攻撃への転用も可能であり、専守防衛を逸脱するおそれがあるとの指摘もある²⁴。

岸田総理は、2021（令和3）年9月に行われた自民党総裁選に際し、敵基地攻撃能力の保有に関し「抑止力として用意しておくことは考えられる」と発言したほか²⁵、同年10月12日の参議院本会議において、迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことができるのかといった問題意識を持っているとした上で、ミサイル防衛能力について様々な観点から検討していく旨述べている。

3 国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画



(出所) 「令和3年版 防衛白書」169頁

²¹ 2017（平成29）年12月に、島嶼防衛を目的としてJSM（射程約500km）、JASSM及びLRASM（射程約900km）の導入を決めていたが、LRASMについては、同ミサイル搭載に伴うF-15の改修費が高騰したため、その導入を見送る方針を固めた。（『読売新聞』（2021.8.4）、『産経新聞』（2021.8.6）等）

²² 12式地対艦誘導弾にはない変則軌道や高速飛行等の高い能力を持ち、数百km程度飛翔する国産ミサイルの開発を進めており、そのうち島嶼防衛用高速滑空弾については、2026（令和8）年度の導入を目指しているとされる。

²³ 最終的に射程を1,500kmに延伸する案が浮上しているとの報道もある。（『産経新聞』（2020.12.29））

²⁴ 『毎日新聞』（2020.12.10）、『朝日新聞』（2020.12.19）等

²⁵ 『産経新聞』（2021.9.20）、『東京新聞』（2021.9.25）等

(1) 国家安全保障戦略

我が国の国家安全保障戦略は、外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針を定めたものであり、1957（昭和32）年5月に国防会議及び閣議で決定された「国防の基本方針」に代わるものとして、2013（平成25）年12月17日に国家安全保障会議及び閣議で決定された。

同戦略では、基本理念として、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」ことを掲げている。

なお、防衛計画の大綱（後述(2)）とともにおおむね10年程度の期間を念頭に置いている。

(2) 防衛計画の大綱

防衛計画の大綱（防衛大綱）は、安全保障の基本方針、防衛力の意義や役割、これらに基づく自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標の水準といった今後の防衛力の基本指針を示すものであり、国家安全保障会議及び閣議で決定される。これまでに6回策定されており、直近は2018（平成30）年12月18日に決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（30大綱²⁶）である。

30大綱では、我が国自身の防衛体制の強化のため、前大綱に基づく統合機動防衛力²⁷の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し²⁸、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築していくことを掲げている。

(3) 中期防衛力整備計画

中期防衛力整備計画（中期防）は、防衛大綱で定める新たな防衛力を実現するため、5年間の防衛力整備の方針や主要事業などを定めた計画であり、国家安全保障会議及び閣議で決定される。直近は2018（平成30）年12月18日に決定された「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（01中期防）である。

01中期防では、30大綱の方針の下、宇宙・サイバー・電磁波など新たな領域における能力の獲得・強化のほか、「いずも」型護衛艦²⁹の改修、イージス・システムやスタンド・オフ・ミサイルの整備³⁰などを主要事業として掲げている。

²⁶ 累次の防衛大綱の略称として用いられる「30大綱」の数字は、大綱が閣議決定された年を示す。各大綱の実際の適用は翌年度からとなる。

²⁷ 「統合機動防衛力」とは、厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢・航空優勢の確保など事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得るよう、統合運用の考え方をより徹底した防衛力の考え方をいう。

²⁸ 30大綱では、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる「領域横断作戦」を掲げる。

²⁹ 海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦

³⁰ 30大綱及び01中期防における陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）にかかる関連部分に

(4) 見直し等の動き

2021（令和3）年10月8日、岸田総理は所信表明演説において、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増しているとの認識を示し、国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の改定に取り組む意向を表明した。その上で、海上保安能力や更なる効果的措置を含むミサイル防衛能力など防衛力の強化、経済安全保障³¹など新しい時代の課題に果敢に取り組んでいく考えを示した。また、11月10日、第2次岸田内閣は、初閣議において決定した「基本方針」の中で、同戦略等の改定を明記した。同月12日、防衛省は、同戦略等の改定といった政府の取組を見据え、「防衛力強化加速会議³²」を立ち上げ、第1回の会議を開催した。岸防衛大臣は、会議に先立つ記者会見において、いわゆる敵基地攻撃能力の保有を含め、あらゆる選択肢について議論していくと述べた。

4 防衛関係予算等



(1) 令和3年度防衛関係費補正予算案

ア 概要

2021（令和3）年11月26日に閣議決定された2021（令和3）年度補正予算案における防衛関係費は約7,738億円である。

イ 内容

本補正予算案における主な事業は、以下のとおりである。

自衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応	
<ul style="list-style-type: none">○ 総合ミサイル防空能力の強化<ul style="list-style-type: none">・能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3 MSE）の取得等（441億円）・地对空誘導弾ペトリオット・システム関連部品の取得（403億円）○ 海空領域における能力の強化<ul style="list-style-type: none">・固定翼哨戒機（P-1）の取得（3機：658億円）及びエンジンの取得（2台：19億円）○ 持続性・強靱性の強化<ul style="list-style-type: none">・12式魚雷、18式長魚雷、15式機雷及び07垂直発射型ASROC※の取得（217億円）※Anti-Submarine Rocket:対潜水艦用ロケット	 <p>ペトリオット・システム</p>
自衛隊の安定的な運用態勢等の確保	
<ul style="list-style-type: none">○ 防衛装備品の安定的な納入のための経費<ul style="list-style-type: none">・防衛装備品の製造等について前金払いの実施、金利の負担軽減（4,287億円）	 <p>固定翼哨戒機（P-1）</p>
自衛隊の災害への対処能力やインフラ基盤の強化	
<ul style="list-style-type: none">○ 災害対処能力の強化<ul style="list-style-type: none">・トラック等の取得（72億円）	
注：防衛省資料を基に作成	

については、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンダード・オフ防衛能力の強化について」（2020（令和2）年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）により見直された。詳しくは、「2 イージス・アショア代替案、敵基地攻撃能力保有の検討に係る議論」参照

³¹ 経済安全保障について現時点で政府において定まった定義はないが、2021（令和3）年10月8日、岸田総理は所信表明演説において、成長戦略の第三の柱として経済安全保障を挙げ、その中で、「新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。強靱なサプライチェーンを構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定します。」と述べている。

³² 「防衛力強化加速会議」は防衛大臣（議長）、防衛副大臣（議長代理）、防衛大臣政務官（副議長）、防衛事務次官以下局長級幹部や各自衛隊の幕僚長ら（委員）で構成

(2) 令和4年度防衛関係費概算要求

ア 概要

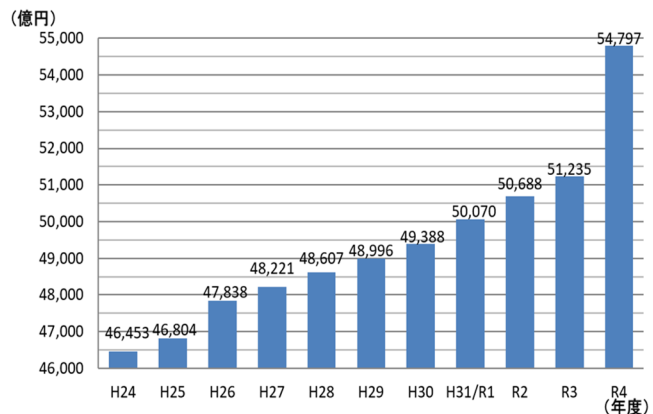
防衛関係費は、2013（平成25）年度以降は増加傾向となっている。2022

（令和4）年度防衛関係費³³の概算要求では、宇宙・サイバー・電磁波領域や海空領域における能力、総合ミサイル防空能力、スタンド・オフ防衛能力等の大幅な強化により多次元統合防衛力を構築するとともに、ゲーム・チェンジャーとなり得る技術等の研究開発の強化や人的基盤の強化等を図るなどとして、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関係経費等を除き5兆4,797億円（前年度当初予算比3,562億円

（7.0%）増）が計上されている。このうち、隊員の給与や食事のための人件・糧食費は2兆1,881億円（同37億円（0.2%）減）、装備品の調達・修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練などのための物件費（歳出化経費及び一般物件費）は3兆2,915億円（同3,599億円（12.3%）増）となっている³⁴。

このほか、SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、F-15能力向上関係経費等については、金額が定まっていない事項要求となっている。

防衛関係費の推移



※1 SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費等を除く。

※2 令和3年度までは当初予算額、令和4年度は概算要求額

（出所）防衛省資料を基に作成

イ 内容

本概算要求における主な事業は、以下のとおりである。

<p>領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宇宙・サイバー・電磁波等の領域における能力の獲得・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・SSA（宇宙状況監視）レーザー測距装置の取得（189億円） ・高出力マイクロ波（HPM）の照射技術の実証（86億円） ・宇宙作戦群（仮称）の改編（－） ○ 従来の領域における能力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘機（F-35A）の取得（8機：779億円） ・戦闘機（F-35B）の取得（4機：521億円） ・12式地对艦誘導能力向上型（地発型・艦発型・空発型）の開発（379億円） ・艦対空ミサイル（SM-6）の取得（207億円） ・イージス・システム搭載艦に搭載するレーダー（SPY-7）の洋上仕様変更（58億円） ・石垣島における部隊配置（－） ○ 持続性・強靱性の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な運用に必要な各種弾薬（2,537億円） <p>防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛技術・産業基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組（93億円） ・戦闘支援無人機コンセプトの検討（98億円） <p>注：赤字は新規事業であり、金額は契約ベース。防衛省資料を基に作成</p>	<p>S.S.A.レーザー測距装置（イメージ）</p> <p>高出力マイクロ波照射技術の実証（イメージ）</p> <p>戦闘支援無人機コンセプトの検討（イメージ）</p>
---	---

³³ 2022（令和4）年度防衛関係費は、現行の中期防（期間：H.31年度～R.5年度）における4年度目の予算

³⁴ 物件費の中には、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムに係る経費として、223億円（前年度当初予算187億円）のデジタル庁計上分が含まれている。

(3) FMS 調達

ア 概要

FMS (Foreign Military Sales) は米国の安全保障戦略の一環として、米国の武器輸出管理法 (Arms Export Control Act) に基づいて、同盟諸国や友好諸国、国際機関など米国政府が認める武器輸出適格国のみに対し、防衛装備品や役務の提供を有償で行うものである。

我が国においては 1954 (昭和 29) 年の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づいて、1956 (昭和 31) 年以降、FMS による調達が行われてきた。

FMS はその実施の条件を米国側が定め、購入国はその条件を受諾することが必要となる。提示される条件として、①価格は米国の見積り、②納期は出荷予定時期であり目標、③支払いは前払いが原則であり、納入や給付の終了後に米側が精算し過不足を調整することが主として挙げられる。このため、最新鋭の装備を調達しやすい半面、価格設定が米政府主導になること、納入時期の遅れが生じること、前払いで払い過ぎた費用がなかなか精算されないことなどの問題や、国内防衛産業への影響も指摘されている。

これらを踏まえ、2022 (令和 4) 年度防衛関係費概算要求においては、FMS 調達の合理化に向けた取組として、適切な履行管理を行うための輸送管理体制の強化を新規事業として掲げている。

2022 (令和 4) 年度防衛関係費概算要求における FMS 概算要求額は 3,547 億円で、前年度当初予算に比べ約 1,004 億円増加している。

イ 内容

本概算要求における主な事業は、以下のとおりである。

- ・戦闘機 (F-35A) [779億円]
- ・戦闘機 (F-35B) [521億円]
- ・艦対空ミサイル (SM-6) [207億円]
- ・空対空ミサイル (AIM-120) [200億円]



戦闘機(F-35A)

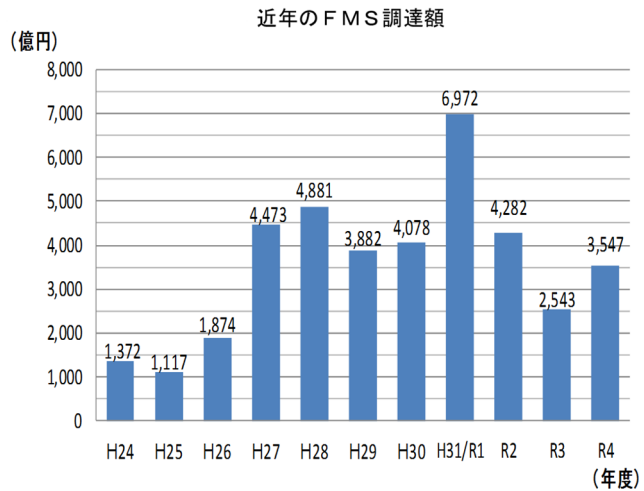


戦闘機(F-35B)



空対空ミサイル(AIM-120)

注：金額は契約ベース、防衛省資料を基に作成



※ 令和 2 年度までは調達実績額、令和 3 年度は予算額、令和 4 年度は概算要求額
(出所) 防衛省資料を基に作成

5 在日米軍

(1) 駐留経費負担

我が国は在日米軍の安定的な駐留を実現するため、駐留経費の一部を日米地位協定及び特別協定に基づき負担している。特別協定では基地従業員の基本給等の労務費や光熱水料等の負担について定めている。

前回の特別協定は2020（令和2）年度末に期限を迎える予定であったが、米大統領選や新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、2021（令和3）年度以降の特別協定の交渉入りが遅れ、2020（令和2）年11月3日の米大統領選後にトランプ前政権との間で正式交渉が開始された。しかし、合意には至らず³⁵、バイデン政権発足後、日米両政府間の交渉が再開された。

2021（令和3）年2月17日、日米両政府は前回の特別協定を改正し、その有効期間を1年間延長することで合意し、同月24日に改正議定書に署名した。2021（令和3）年度予算には前年度と同水準の2,017億円が計上されている。現在、2022（令和4）年度以降の新たな複数年の特別協定の合意に向けて、日米両政府での交渉が行われているが、報道によれば、共同訓練のための費用などを積み増して、総額で数百億円規模の増額とすることで調整しているとされる³⁶。

(2) 普天間飛行場移設問題

辺野古移設をめぐる沖縄県と国の訴訟はこれまでに9件提起され、最高裁で県の敗訴が続いている。現在は、県の埋立承認撤回を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求めた抗告訴訟が係争中である。

区分	代執行訴訟	抗告訴訟①	係争委への不服訴訟①	違法確認訴訟	工事差止訴訟	係争委への不服訴訟②	関与取消訴訟①	抗告訴訟②	関与取消訴訟②
原告→被告	国→県	県→国	県→国	国→県	県→国	県→国	県→国	県→国	県→国
提訴日	2015. 11. 17	2015. 11. 25	2016. 2. 1	2016. 7. 22	2017. 7. 24	2019. 3. 22	2019. 7. 17	2019. 8. 7	2020. 7. 22
裁判所	福岡高裁那覇支部	那覇地裁	福岡高裁那覇支部	福岡高裁那覇支部	那覇地裁	福岡高裁那覇支部	福岡高裁那覇支部	那覇地裁	福岡高裁那覇支部
請求内容	国による埋立承認取消処分に対する取消しを求める	埋立承認取消処分に対する国土交通大臣の執行停止決定の取消しを求める	埋立承認取消処分に対する国土交通大臣の執行停止決定の取消しを求める	埋立承認取消処分に対する国土交通大臣の是正指示に県が従わないことの違法確認を求める	県の岩礁破碎許可を得ずに工事を進めるのは違法で、工事差止めを求める	埋立承認撤回処分に対する国土交通大臣の執行停止決定の取消しを求める	埋立承認撤回処分に対する国土交通大臣の取消裁決（国の関与）の取消しを求める	埋立承認撤回処分に対する国土交通大臣の取消裁決の取消しを求める	サンゴ特別採捕許可申請についての農林水産大臣の是正指示（国の関与）の取消しを求める
現状	国と県の和解の成立（2016. 3. 4）を受けて、国と県がそれぞれの訴えを取下げ			2016. 12. 20 最高裁で県敗訴	2019. 3. 29 県が最高裁への上告を取下げ、県敗訴確定	2019. 4. 22 県が訴えを取下げ	2020. 3. 26 最高裁で県敗訴	2020. 11. 27 那覇地裁で県敗訴 2020. 12. 11 県が控訴	2021. 7. 6 最高裁で県敗訴

（出所）沖縄県ホームページ及び報道等を基に作成

³⁵ 合意に至らなかった理由は、米側からの日本側負担の大幅な増額要求があったためと見られている。（『日本経済新聞』（2021. 6. 5）） 実際には、トランプ前米大統領が、日本を含む同盟国の負担の増額に繰り返し言及していることも度々報じられていたほか、当時の大統領補佐官（国家安全保障問題担当）であったボルトン氏は、回顧録において、「トランプ氏が日本側負担を現行の4倍以上に当たる年間80億ドル（約8,500億円）へ増額することを求めている」と、2019（平成31）年に来日した際に日本側に伝えたと言証している。

³⁶ 『毎日新聞』『朝日新聞』（2021. 11. 24）、『読売新聞』（2021. 11. 25）等

移設工事の進捗としては、本年4月、キャンプ・シュワブ南側約39haの陸地化が完了した。また、小型サンゴ類の一部の移植作業³⁷が8月11日までに完了したことから、同月27日、防衛省は大浦湾側の埋立予定海域で、N2と呼ばれる新たな護岸の工事を開始した。

他方、同海域では、軟弱地盤が見つかっており、地盤改良を行う必要があることから、2020（令和2）年4月に防衛省は地盤改良工事の追加等に伴う埋立変更承認申請書を沖縄県に提出した³⁸。

県は、同省が同変更申請の承認処分前に軟弱地盤ではないN2護岸地点の工事を先に開始したことや、N2護岸周辺に生息する大型サンゴ等を移植しないまま工事を進めたこと³⁹など、同省の一連の行動に反発を強めた。

11月25日、玉城沖縄県知事は、防衛省による埋立変更承認申請について、地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点において必要な調査が実施されていないなどとして、不承認とする処分を行った。同省は県の不承認を無効化する対抗措置を取ると見られ、今後、新たな法廷闘争に発展する可能性がある。

(3) PFOS等流出問題

本年8月、在沖米海兵隊が、普天間飛行場内で保管しているPFOS⁴⁰などを含む汚染水約6万4,000ℓを公共下水道に放出した。従来、在沖米海兵隊は、訓練により生じたPFOS等含有汚染水を焼却処分していたが、財政負担が大きいことなどから、国内の河川等の暫定目標値（PFOSとそれに似た構造のPFOAの合計値で50ng/ℓ）以下に低減した上で公共下水道に放出することを日本側に提案し、日米間で協議を行っている最中であった。

米軍は放出した汚染水について、独自の処理システムによりPFOS等の含有量は2.7ng/ℓ以下となったとして安全性を主張したが、宜野湾市が放水直後に普天間飛行場付近で行った下水の調査では、PFOS及びPFOAの合計値が暫定目標値の約13倍に当たる670ng/ℓに上っていた。

こうした中、9月17日、防衛省、外務省及び環境省は、普天間飛行場に残っているPFOS等含有汚染水を防衛省が引き取り、処分することを公表した。汚染水の量は約36万ℓで、処分費用は約9,200万円が見込まれている。防衛省は、本格的な台風シーズンを控え、汚染水が地下貯水槽から溢れることを防ぐための、「普天間飛行場における緊急的な暫定

³⁷ 7月28日に沖縄県の特別採捕許可を得た沖縄防衛局は、翌29日移植作業を開始したが、沖縄県は30日、高水温や台風の季節を避けるとの条件が守られていないとして許可を撤回した。防衛省は県の対応を不服として、8月2日、農林水産大臣に対し、行政不服審査法に基づき審査請求を提出し、野上農林水産大臣（当時）が8月5日付で撤回の効力を執行停止したため、翌6日、沖縄防衛局がサンゴの移植作業を再開した。

³⁸ 防衛省は、地盤改良工事の追加に伴い、変更後の計画に基づく工事の着手から完了までの期間が9年3か月に、埋立工事に要する費用が約7,200億円に変更となる（事業総経費の見積りは、2019（令和元）年12月に公表した約9,300億円から変更なし）としている。

³⁹ 沖縄防衛局が設置した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」（第33回、2021（令和3）年8月10日実施）では、水の濁りシミュレーションの結果、汚濁防止柵を設置することにより、移植対象のサンゴ類の移植をせずにN2護岸工事に着手しても、その生息環境は維持されるとしている。

⁴⁰ 有機フッ素化合物の一種で、水と油をなじませる性質を持っており、過去には、泡消火薬剤などに広く使用されていた。しかし、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼすおそれがあることから、2009（平成21）年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2010（平成22）年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定された。

措置」であるとして、他の米軍施設・区域において同様の対応をとる可能性については否定している。

沖縄県では、2016（平成28）年以降、嘉手納基地周辺の河川等で高濃度のPFOSが検出されたが、その原因特定のための基地内への立入りを米軍が受け入れず、日米地位協定の環境補足協定上、米軍に環境事故時の調査の受入れ義務がないこと等が問題視されている。

6 海外における自衛隊の主な活動

海外における自衛隊の活動は、国際平和協力法（PKO法）、国際緊急援助隊法、海賊対処法などに基づき行われてきたが、2015（平成27）年の平和安全法制の整備により、国際平和支援法による活動が追加された。

2021（令和3）年11月29日現在、海外における主な自衛隊の活動としては、国連南スーダン共和国ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣、シナイ半島の多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員の派遣、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動及び中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集活動が行われている。

(1) 自衛隊法に基づく活動（在アフガニスタン邦人等の輸送（本年8月23日～31日））

2021（令和3）年8月末に予定されていた駐留米軍の撤退期限を前に、アフガニスタン情勢が悪化したことを受け、同月23日、国家安全保障会議における議論と外務大臣臨時代理（加藤内閣官房長官（当時））からの依頼を経て、在アフガニスタン邦人等の退避のため、岸防衛大臣が自衛隊法第84条の4（在外邦人等の輸送）に基づく命令を発出した⁴¹。

自衛隊からはC-130輸送機2機、C-2輸送機1機、B-777特別輸送機（政府専用機）1機、人員約260名が現地に派遣され、8月25日から27日にかけて首都カブールと周辺国拠点との間で輸送を実施した。この間、退避を希望する邦人1名と、米国の要請を受けて、出国を希望するアフガニスタン人14名の輸送が行われ、同月31日に終結が命じられた。

この結果をめぐっては、日本大使館の現地スタッフなど約500人の国外退避を行えなかった⁴²ことに関し、与野党から派遣決定の遅さを指摘する声が上がったほか⁴³、岸防衛大臣も、「（自衛隊の）持てる力を100%発揮して、任務遂行に努めていただいた」と評価しつつも、結果として退去が実現できなかったことについて、しっかり検証していく必要がある旨の見解を示した⁴⁴。また、岸田総理は、就任前の同年9月に、自衛隊の派遣要件を緩和

⁴¹ 同規定に基づく輸送として、在イラク邦人等の輸送（2004（平成16）年4月）、在アルジェリア邦人等の輸送（2013（平成25）年1月）、在バングラデシュ邦人等の輸送（2016（平成28）年7月）、在南スーダン邦人等の輸送（2016（平成28）年7月）に続く、5例目となった。

⁴² ただし、自衛隊派遣終了後、カタールの協力を得るなどして、大使館現地スタッフ及びその家族、JICAプログラムによる留学生等の日本への退避が続けられており、11月11日までに395人となったと報じられている。（『産経新聞』（2021.11.18））

⁴³ 『朝日新聞』（2021.9.3）

⁴⁴ 防衛省ホームページ「防衛大臣記者会見」（令和3年9月3日（金）11:15～11:39）
<<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2021/0903a.html>>

する自衛隊法改正を検討する考えを述べている⁴⁵。

(2) P K O法に基づく活動

ア U N M I S Sへの司令部要員の派遣（南スーダン国際平和協力業務）

我が国は南スーダンに展開する国連P K OであるU N M I S Sに対し、2011（平成23）年11月以降、13次にわたり司令部要員を派遣するとともに、2012（平成24）年1月以降は、11次にわたり陸上自衛隊施設部隊などを派遣してきた。2017（平成29）年3月に施設部隊の活動の終了が決定され、同年5月末までに撤収したが、司令部要員の派遣は継続しており、現在も4名の自衛官が活動を実施している。

イ M F Oへの司令部要員の派遣（シナイ半島国際平和協力業務）

エジプト東部のシナイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視等を行う国際機関であるM F Oに対して、2019（平成31）年4月以降、P K O法に基づき陸上自衛官2名が派遣されている（現在は第3次司令部要員）。両名は、司令部要員として、エジプト及びイスラエルの政府等とM F Oとの間の連絡調整などの業務に当たっている。M F Oへの自衛官の派遣は、平和安全法制の施行により可能となった、国連が統括しない国際連携平和安全活動への初めての参加である。

(3) 海賊対処法に基づく活動（ソマリア沖・アデン湾）

ソマリア沖・アデン湾周辺海域における海賊事案に対処するため、我が国は、2009（平成21）年7月24日以降、海賊対処法に基づき⁴⁶、海上自衛隊の派遣海賊対処行動水上部隊（護衛艦1隻⁴⁷、海上保安官8名同乗）及び航空隊（固定翼哨戒機P－3C2機）を同海域に派遣している。航空隊の拠点はジブチに置かれ、派遣海賊対処行動支援隊が警備や維持管理等を行っている。

さらに、海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014（平成26）年8月以降、第151連合任務部隊（C T F 1 5 1）司令部に司令部要員を派遣するとともに、C T F 1 5 1司令官として海上自衛官（海将補）を過去4回にわたり派遣している。

(4) 防衛省設置法に基づく活動（中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集活動）

中東地域における緊張が高まる中、2019（令和元）年6月に日本関係船舶に対する攻撃事案が生じたことなどを受け、同年12月、政府は自衛隊による情報収集活動の実施を含む「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」を国家安全

⁴⁵ 2021（令和3）年9月5日のテレビ番組における発言（『読売新聞』（2021.9.6））

⁴⁶ 2009（平成21）年3月13日から同年7月24日の海賊対処法施行までの間は、海上警備行動により派遣していた。

⁴⁷ 活動の開始当初、海賊対処行動に従事する護衛艦は2隻であったが、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数が減少していることなどから、2016（平成28）年12月14日以降、1隻態勢に縮小されている。

保障会議及び閣議において決定した。次いで、2020（令和2）年1月に河野防衛大臣（当時）により中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施について命令が発せられ、同月中に固定翼哨戒機P-3C2機（海賊対処も兼務）が、2月には護衛艦1隻が情報収集活動を開始した。

自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、これは不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上警備行動に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究）に基づき実施することとされた。

活動期間は、当初閣議決定の日から1年間（2020（令和2）年12月26日まで）とされていたが、中東地域において高い緊張状態が継続しているとして、2020（令和2）12月11日に1年間の延長が閣議決定され、現在は2021（令和3）年12月26日までとなっている。

内容についての問合せ先

安全保障調査室 風間首席調査員（内線 68620）